

関川村住宅リフォーム 補助金交付事業概要

工事に取りかかる前に 事前申請が必要です！

※申込みが予定の予算枠に達し次第、受付を終了します。

問い合わせ先：関川村 建設課

0254-64-1479【直通】

目 次

概 要

- 1 関川村住宅リフォーム補助金交付制度の目的
- 2 補助制度
- 3 補助対象者
- 4 補助対象となる工事・ならない工事
- 5 補助対象となる工事費
- 6 補助金の額
- 7 補助金の限度額
- 8 補助対象工事となる期間
- 9 手続きの流れとスケジュール
- 10 事前相談期間
- 11 申請受付期間・申請方法
- 12 提出書類
- 13 補助金交付の決定
- 14 リフォーム工事の実施
- 15 留意事項

様式等

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 関川村住宅リフォーム補助金交付要綱 | |
| 2 補助対象工事・補助対象外工事 | 別紙 (第2条関係) |
| 3 関川村住宅リフォーム補助金交付申請書 | 第1号様式(第8条関係) |
| 4 工事見積書 | 申請時添付 |
| 5 関川村住宅リフォーム補助金交付決定書 | 第2号様式(第9条関係) |
| 6 関川村住宅リフォーム補助金変更交付申請書 | 第3号様式(第11条関係) |
| 兼実績報告書 兼請求書 | |
| 7 工事見積書 | 変更時添付 |
| 8 口座振込申出書 | 請求時添付 |
| 9 関川村住宅リフォーム補助金変更交付決定書 | 第4号様式(第12条関係) |
| 兼額の確定通知書 | |

関川村住宅リフォーム補助金交付事業概要

1, 関川村住宅リフォーム補助金交付制度の目的

- * 関川村では、村民の生活環境の向上を図るとともに、村内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化と環境の整備を促進するため、村内の施工業者によって個人住宅のリフォーム工事(改修・補修・修繕等)を行う村民を対象に補助金を交付します。

2, 補助制度

- * この補助制度は村民が所有し居住している住宅を、村内に主たる事業所を有する工事店等でリフォーム工事を行う場合の工事費の一部を補助する制度です。

3, 補助対象者

- * 申請者が所有する個人住宅をリフォームする者で、次のすべての条件を満たす方。
(所有者と同居する2親等以内の方も申請可能な場合あり)
 - ・ 村内に住居を所有して住所登録をしていること、若しくはリフォーム後1か年以内に村内に居住して住所登録をすることが確約できること。
又は、村内に居住して住民登録する者に賃貸していること、若しくはリフォーム工事後1か年以内に村内に居住して住民登録する者に賃貸することが確約できること。
 - ・ 村税等、村に対する債務を滞納していないこと。
 - ・ 村内施工業者が行うリフォーム工事であること。

4, 補助対象となる工事・ならない工事

- * 個人住宅のリフォーム工事(改修・補修・修繕等)です。
- * 新築・増築工事は補助対象となりません。
- * 住宅と一体であっても非居住部分である店舗・倉庫・作業所・土蔵・車庫等の部分は、補助対象となりません。
- * 申込み時点で着手している工事や、申請手続き中に着手する工事、すでに契約行為のおこなわれたものは補助対象となりません。
- * 交付決定よりも前に着手する工事については、補助対象となりません。
- * 他の補助制度など、例えば耐震改修工事や保険を適用した修繕などと重複する箇所の工事は補助対象となりません。
- * 下水道や合併処理浄化槽に接続していないトイレの設備改修工事は補助対象となりません。
- * 年度を連続して補助金申請書することはできません。

5, 補助対象となる工事費

- * リフォーム工事に要する補助対象工事費が20万円以上の工事です。
- * 20万円未満の場合は補助の対象となりません。
- * 補助対象工事費とはリフォーム工事に要する費用から補助対象外費用を除いた金額をいいます。

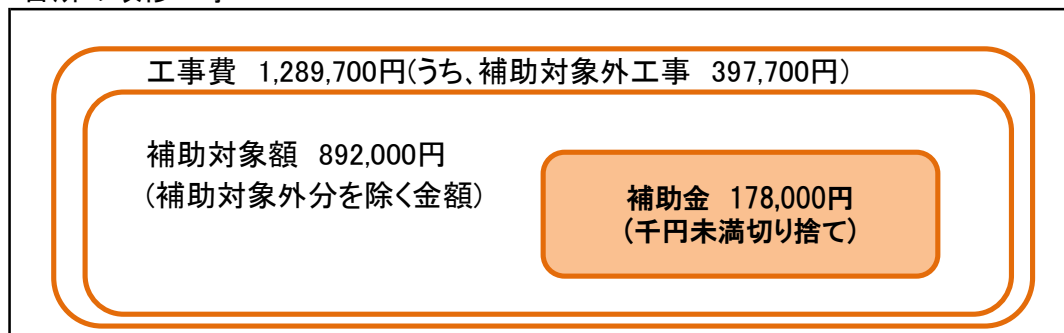
6, 補助金の額

- * 補助対象工事費の20%以内に相当する金額です。
- * 下水道等工事を伴う工事をして下水道等に接続(加入)する場合には、補助対象工事費の25%以内とします。
- * 窓、外壁、屋根、天井又は床等の断熱改修工事を行う場合は、断熱改修工事部分の補助対象工事費の25%以内とし、上限額は25万円とする
(断熱改修部分とそれ以外の補助対象工事を同時に申請する場合は それぞれの補助率で算出し、上限額は25万円とする)
- * 補助金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てます。

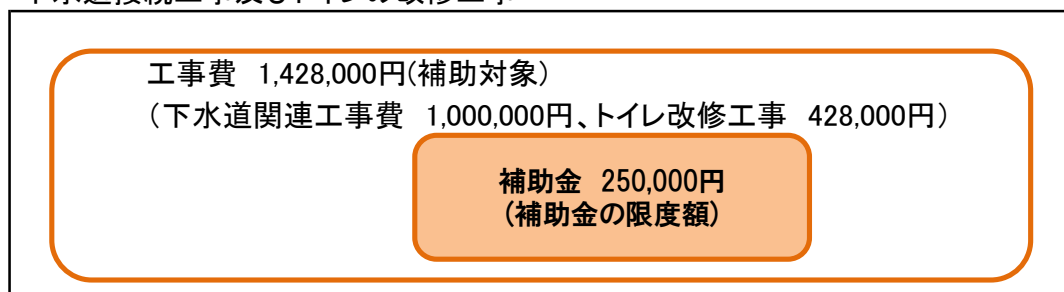
7, 補助金の限度額

- * 補助金は20万円を限度とします。ただし、下水道接続工事または断熱改修工事に取り組む場合は25万円を限度とします。

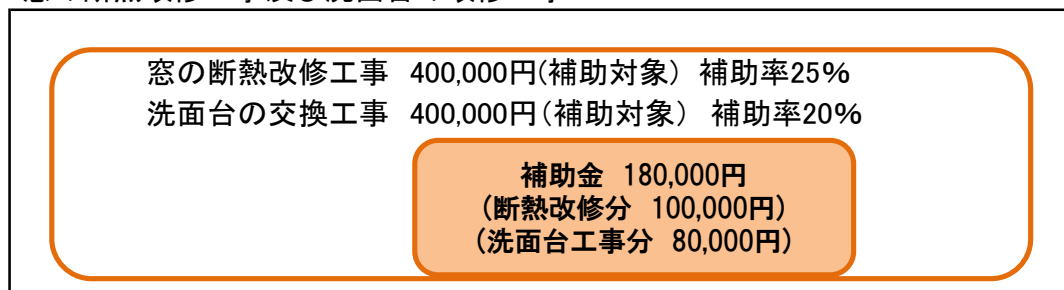
例 台所の改修工事



例 下水道接続工事及びトイレの改修工事



例 窓の断熱改修工事及び洗面台の改修工事

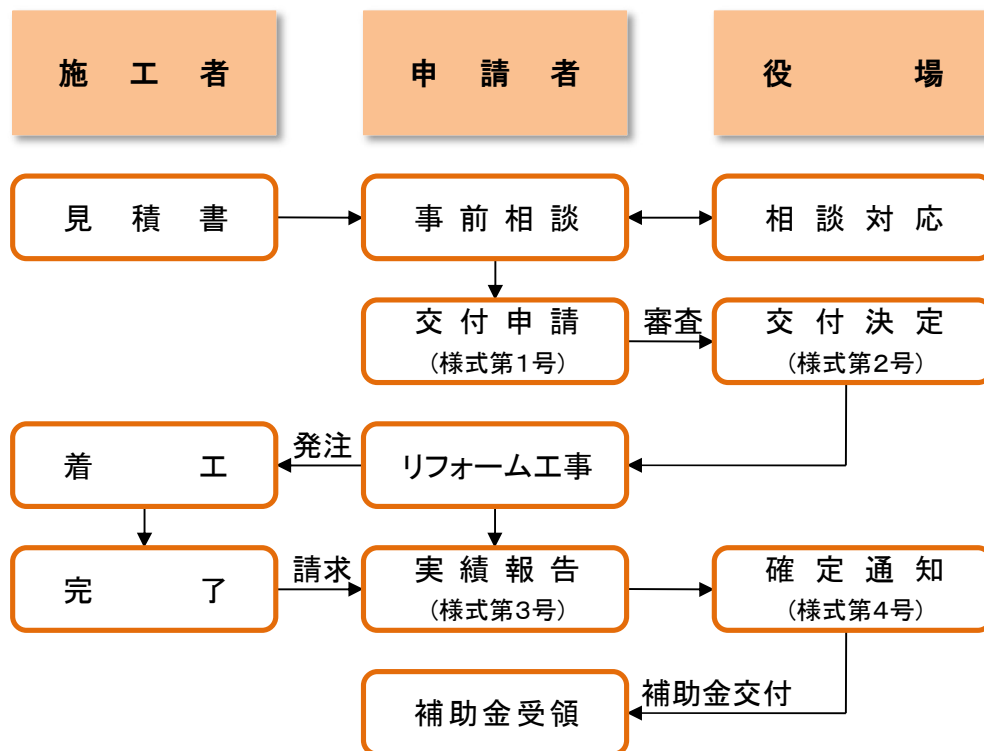


8, 補助対象工事となる期間

＊ 毎年度3月末までに工事を完了させ、実績報告書の提出が可能な工事です。

9, 手続きの流れとスケジュール

＊ 変更交付申請の手続きは省略しています。



10, 事前相談受付 及び 11, 申請受付・申請方法

＊ 事前相談受付

9時00分～11時00分、13時00分～16時00分(土日・祝祭日を除く)

＊ 事前相談窓口

建設課【役場2階】

TEL 64-1479

※申込みが予定の予算枠に達し次第、受付を終了いたします。

※提出された書類はお返しできませんので、必要な方は提出前にコピーを取っておいてください。

※施工業者による代理申請も可能です。

11, 提出書類

- ・ 関川村住宅リフォーム補助金交付申請書 第1号様式
- ・ 工事見積書 (村内施工業者の記名・押印のあるもの)
- ・ リフォーム工事を行う住宅の現況写真 (家屋全体及び改修部分)
- ・ 工事図面
- ・ その他必要と思われるもの

12, 補助金交付の決定

＊ 提出書類の審査終了後、速やかに村長が交付の可否及び交付額を決定し、申請者へ通知します。

13、リフォーム工事の実施

* 工事の変更

工事内容に大幅な変更があり、工事費が増額となった場合でも交付金は増額しません。
なお、工事費が減額となった場合は、交付金は減額となります。

* 実績報告書の提出

工事終了後、速やかに次の書類を提出してください。

① 関川村住宅リフォーム補助金変更交付申請書

第3号様式

兼実績報告書 兼請求書

② 工事見積書(工事金額が変更になった場合添付)

③ 口座振込申出書

④ リフォーム工事を行った箇所の竣工写真

⑤ 工事代金受領書(村内施工業者の記名・押印のあるもの)

14、留意事項

* 虚偽その他不正による補助金の交付を受けたとき、または補助金交付決定に付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命じます。

* 補助対象とならない住宅工事について、疑問のある場合は事前に役場・建設課へお問い合わせください。

別紙 1

1. 補助対象

- (1) 屋根の葺き替え・塗装工事
- (2) 外壁の張替・塗装・補修などの外装工事
- (3) 床、天井、柱、梁、扉、階段等の内装工事
- (4) 壁紙の張り替え工事
- (5) 間取りの変更、防音・断熱化工事
- (6) 浴室、台所、トイレ等水回りの改修工事(単体の製品取付のみは補助対象外)
- (7) 建具、畳、窓枠、窓ガラス、サッシ、雨戸、網戸等の工事
- (8) 下水道加入工事に伴う排水設備工事
(住宅外部分の排水設備の管路に関する工事を含む)
- (9) その他村長が認める工事

ただし、次の製品等はその金額にかかわらず補助対象外とする。

- (1) 家電製品

テレビ・エアコン・ファンヒーター・冷蔵庫・冷凍庫・食器洗浄機・電子レンジ・オーブン・レンジ・炊飯器・照明器具・洗濯機・その他これらの製品に類するもの
--

- (2) 厨房製品

調理台・ガスコンロ・IHクッキングヒーター・換気扇・食器棚・その他これらの製品に類するもの ・工事が伴う場合は除く
--

- (3) 衛生設備製品

風呂釜・給湯器・ボイラー・その他これらの製品に類するもの ・工事が伴う場合は除く

- (4) その他設備製品

エコキュート設備・太陽温水設備・太陽光発電設備・暖房器具・ストーブ・シャッター・カーテン・その他これらの製品に類するもの
--

- (5) その他

村長が補助対象外とする製品

2. 補助対象外

- (1) 土地の購入費用
- (2) 工事用機械及び工具等の購入に関する費用
- (3) 村のその他の補助事業
- (4) その他補助対象工事として認められない費用
- (5) 非個人住宅部分の工事
- (6) 住宅に付随する土地における倉庫、車庫、作業所、土蔵等の修繕又は補修に関する工事
- (7) 住宅建物の外構、ブロック塀、造園、門扉等に関する工事
- (8) 下水道加入工事を伴わない宅外部分の排水設備の管路に関する工事
- (9) 合併処理浄化槽に関する工事
- (10) 井戸に関する工事
- (11) 住宅の取壊しのみの工事

課 長	班 長	課 員	担 当

【役場提出用】

様式第 1 号(第 8 条関係)

関川村長
加藤 弘 様

※工事着手前に記入

令和 ● 年 ● 月 ● 日

〒 959-●●●●●●
申請者住所 関川村大字●●●●●●

申請者氏名 ●●●●●● (所有者との続柄 ●●●●) (印)

連絡先(TEL) ●●-●●●●●●

関川村住宅リフォーム補助金交付申請書

下記の通り補助金を交付くださるよう、関川村補助金等交付規則第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

対象個人住宅等の住所		〒 959-●●●●●● 関川村大字●●●●●●		リフォームする住宅の住所を記入	
工事等に要する経費		補助対象工事費		申請者記入欄	
		交付申請額（原則20%・新規下水道接続25%・断熱改修部分のみ25%）		役場処理欄	
		1, 448, 500 円		事業概要 p 3、4 を参照	
		200, 000 円			
工事予定期間		令和 ● 年 ● 月 ● 日 ~ 令和 ● 年 ● 月 ● 日			
工事等の目的		住宅の改修（修繕）を行い、生活環境の向上及び住宅機能の維持を図る			
工事等の内容		(例) 浴室、脱衣所の改修工事			
過去の住宅リフォーム事業補助金の適用		無 ・ (有) ((例) 平成30 年度)			
他の補助制度による補助金の適用		無 ・ (有) 制度名 ((例) 火災保険)			
施工業者	所在地	関川村大字●●●●●●		関川村大字●●●●●●	
	名称	●●●●●●		●●●●●●	
	電話番号	●●-●●●●●●		●●-●●●●●●	
添付書類等		☒ 工事見積書の写し(村内施工業者の記名・押印のあるもの) ☒ リフォーム工事を行う住宅等の現況写真(家屋全体及び改修部分) ☒ リフォーム工事の内容が分かる図面等			
申請者（所有者）同意事項		申請内容の確認のために必要があるとき、村税等の納税状況、村のその他の制度の活用状況について関川村が関係当局に照会を求める事に同意します。別紙 2 参照			

住所確認 [住民票]	収納確認 [村 税]	収納確認 [国保税]	収納確認 [介護保険料]	収納確認 [保育料]	収納確認 [上下水道]	所有者確認 [固定資産]	新規加入申請 [下水道]
☐ 村内住所あり ☐ 村内住所なし	☐ 滞納なし ☐ 滞納あり	☐ 滞納なし ☐ 滞納あり	☐ 滞納なし ☐ 滞納あり	☐ 滞納なし ☐ 滞納あり	☐ 滞納なし ☐ 滞納あり	☐ 所有者名	☐ 加入確認 ☐ 下水接続済 ☐ 合併処理浄化槽設置済

課 長	班 長	課 員	担 当

【役場提出用】

様式第3号(第11条関係)

※工事終了後に記入

令和 年 月 日

関川村長
加藤 弘 様

〒 959- 関川村大字
申請者住所
申請者氏名
連絡先(TEL)

関川村住宅リフォーム補助金変更交付申請書
兼実績報告書 兼請求書

関川村住宅リフォーム補助金交付決定を受けた工事について、工事が完了しましたので、関川村住宅リフォーム補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

対象個人住宅等の住所		〒 959- 関川村			
		申請時に記入した金額を記入		工事終了後の金額を記入	
工事等に要する経費		申請額		実績額	
請求申請額		補助対象工事費		役場処理欄	
円		円		円	
請求申請額		円		円	
円		円		円	
工事実施期間		変更 当初 から まで			
工事等の目的		住宅の改修（修繕）を行い、生活環境の向上及び住宅機能の維持を図る			
工事が変更になった理由					
施工業者	所在地	関川村大字		関川村大字	
	名称				
	電話番号	-		-	
添付書類等		☒ 工事見積書の写し(工事金額が変更になった場合添付) ☒ リフォーム工事完了写真(工事着手前と工事完了後が分かる写真) ☒ 工事費支払領収書の写し ☒ 口座振込申出書・アンケート 完成写真に写らない箇所は施工中の写真も必要。			